

山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」デザイン等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」のデザイン等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「SUNムシくん」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザインマニュアル デザイン等の利用方法等について市が定めたもの
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(使用料)

第3条 デザイン等の使用料は、無料とする。

第4条 削除

(使用の申請)

第5条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「SUNムシくん」使用申請書（別記第1号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出し、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、「SUNムシくん」使用届出書（別記第2号様式）を、当該デザイン等を管理する課の長に提出することにより申請に代えることができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。
- (4) 山武市観光協会又は山武市商工会が観光の振興又は産業の振興の目的で使用するとき。
- (5) 個人及び団体が、非営利目的で、市の情報・魅力発信のために使用するとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは、「SUNムシくん」使用許可通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合は、条件を付すことができる。

3 市長は、使用を許可しないときは、「SUNムシくん」使用却下通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を許可しないものとする。

- (1) 本市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのある

とき。

- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) デザイン等をデザインマニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (5) 立体物で、その表現が「SUNムシくん」の立体物と認められないとき。
- (6) 「SUNムシくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) 本市が行う事業又は本市が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがあるとき。
- (8) 不当な利益を得るために利用され、又は利用されるおそれのあるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を得た内容についてのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザイン等を使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (5) 原則として物品には、「山武市マスコットキャラクター SUNムシくん」の標記及び使用許可通知書に記載の使用許可番号（以下「許可番号」という。）を付すこと。ただし、物品の形状等から付記が困難な場合は、許可番号については、市長の承認を得て省略することができる。
- (6) デザイン等を使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (7) 市長から要請があった場合は、デザイン等の使用実態を報告すること。
- (8) 事故、知的財産権の侵害等、デザイン等の使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令を遵守すること。

第9条 削除

(使用内容の変更申請)

第10条 使用者は、許可を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、「SUNムシくん」使用内容変更申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、その許可を得るものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用内容の変更を許可する場合には、「SUNムシくん」使用内容変更許可通知書（別記第7号様式）により通知をし、却下する場合には、「SUNムシくん」使用内容変更却下通知書（別記第8号様式）により、通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第11条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者への許可を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、使用許可を取り消したときは、「SUNムシくん」使用許可取消通知書（別記第9号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 許可取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、市長は一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第12条 使用者は、デザイン等の使用に起因する問題が生じたときには、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第13条 使用者は、デザイン等の使用に起因する問題により、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第5条関係）

「SUNムシくん」使用申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名称）

（代表者職氏名）

㊟

山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」のデザイン等を使用したいので、下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」デザイン等使用取扱要綱を遵守いたします。

記

1 使用対象物品 又はサービス	
2 使用目的 (事業概要等)	
3 使用方法 (種類・名称・規格等)	
4 使用対象物数量 (部数・個体数等)	
5 使用（販売）開始日	年 月 日
6 使用場所等	
7 有償・無償の有無	<input type="checkbox"/> 有償 1 販売価格 円 2 販売方法 <input type="checkbox"/> 無償
8 備考	

<担当者連絡先>

担当者部署・職氏名

電話番号（FAX 番号）

電子メールアドレス

<添付書類>

- (1) 企画書等（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 使用対象物の見本（写真でも可）等
- (3) 申請者の概要がわかる書面（パンフレット等）
- (4) 販売の場合は、販売経路及び販売場所一覧等
- (5) 食品の場合は、製造又は販売に係る食品営業許可証の写し等
- (6) その他市長が必要とする書類等

第2号様式（第5条関係）

「SUNムシくん」使用届出書

年 月 日

（宛先）山武市マスコットキャラクター管理担当課長

住所（所在地）

氏名（団体名称）

（代表者職氏名）

㊟

山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」のデザイン等を使用したいので、下記のとおり届け出ます。なお、使用にあたっては、山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」デザイン等使用取扱要綱を遵守いたします。

記

1 使用対象物品 又はサービス	
2 使用目的 (事業概要等)	
3 使用方法 (種類・名称・規格等)	
4 使用対象物数量 (部数・個体数等)	
5 使用開始日	年 月 日
6 使用場所	
7 備考	

<担当者連絡先>

担当者部署・職氏名

電話番号（FAX 番号）

電子メールアドレス

<添付書類>

(1) 企画書等（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）

(2) 使用対象物の見本（写真でも可）等

第3号様式 削除

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

山武市長



「SUNムシくん」使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった、山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」のデザイン等の使用について、下記のとおり許可します。

記

1 使用許可番号	
2 使用対象物品 又はサービス	
3 使用目的 (事業概要等)	
4 使用方法 (種類・名称・規格等)	
5 使用対象物数量 (部数・個体数等)	
6 使用（販売）開始日	年 月 日
7 使用場所等	
8 条件等	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 使用の許可を得た内容についてのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザイン等を使用し、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (5) 原則として物品には、「山武市マスコットキャラクター SUNムシくん」の標記及び使用許可通知書に記載の使用許可番号（以下「許可番号」という。）を付すこと。ただし、物品の形状等から付記が困難な場合は、許可番号については、市長の承認を得て省略することができる。
- (6) デザイン等を使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (7) 市長から要請があった場合は、デザイン等の使用実態を報告すること。
- (8) 事故、知的財産権の侵害等、デザイン等の使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (9) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）その他各種法令を遵守すること。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

山武市長



「SUNムシくん」使用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」のデザイン等の使用については、下記の理由により応じられませんので、却下します。

記

1 使用申請対象物品 又はサービス	
2 却下理由	

第6号様式（第10条関係）

「SUNムシくん」使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名称）

（代表者職氏名）

㊟

年 月 日付けで許可を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用許可番号	
2 使用申請対象物品 又はサービス	
3 変更内容	

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

山武市長



「SUNムシくん」使用内容変更許可通知書

年 月 日付で申請のあった、山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」のデザイン等の使用内容の変更については、下記のとおり許可します。

記

1 使用許可番号	
2 使用申請対象物品 又はサービス	
3 変更内容	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 使用の許可を得た内容についてのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザイン等を使用し、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) デザインマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (5) 原則として物品には、「山武市マスコットキャラクター SUNムシくん」の標記及び使用許可通知書に記載の使用許可番号（以下「許可番号」という。）を付すこと。ただし、物品の形状等から付記が困難な場合は、許可番号については、市長の承認を得て省略することができる。
- (6) デザイン等を使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (7) 市長から要請があった場合は、デザイン等の使用実態を報告すること。
- (8) 事故、知的財産権の侵害等、デザイン等の使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (9) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）その他各種法令を遵守すること。

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

山武市長



「SUNムシくん」使用内容変更却下通知書

年 月 日付で申請のあった、山武市マスコットキャラクター「SUNムシくん」のデザイン等の使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、却下します。

記

1 使用許可番号	
2 使用申請対象物品 又はサービス	
3 却下理由	

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

山武市長



「SUNムシくん」使用許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可した、デザイン等の使用について、下記のとおり使用許可を取り消します。

記

1 使用許可番号	
2 許可取消対象物品 又はサービス	
3 取消理由	